

令和 元年 5 月 16 日現在

機関番号：34509

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03430

研究課題名（和文）振替株式制度に関する法的研究

研究課題名（英文）Legal Research on the Book-Entry Transfer System for Stocks

研究代表者

吉本 健一（YOSHIMOTO, kenichi）

神戸学院大学・法学部・教授

研究者番号：80031863

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、わが国の上場株式の譲渡や株主の管理・権利行使に関する振替株式制度につき、その基礎的理論の解明を行い、これに基づく個別的諸問題に対する体系的・整合的な解決策を提示した。また、現行制度が抱える基本的問題（振替口座の株主情報が総株主通知・個別株主通知という伝達手段によるため、日常的・継続的に株式発行会社に伝達されないという問題）を明らかにし、これを改善するための基本的視点を設定した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

わが国の上場株式の譲渡や株主の管理・権利行使を規律する極めて重要な制度である振替株式制度につき、初めて法的な観点からその基礎的理論の解明を行うとともに、これに基づいて同制度の個別的諸問題に関する体系的・整合的な解決策を提示するとともに、現行制度が抱える基本的問題を明らかにし、これを改善するための基本的視点を設定した。

研究成果の概要（英文）：This Research elucidated the fundamental theory on the Book-Entry Transfer System for Stocks from a legal perspective, which regulates the transfer of listed stocks, the identification of shareholders and exercise of rights by shareholders, and proposed systematic and consistent solutions of individual legal problems of the system on the basis of this theory. This research also identified essential problems of the current system and set the basic perspectives to improve them.

研究分野：商法学、会社法学

キーワード：振替株式 上場株式 株式会社 証券市場 株主名簿 株主の権利行使 総株主通知 個別株主通知

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

わが国の上場株式は、すべて「社債、株式等の振替に関する法律」(以下、「振替法」という)に基づく振替制度が適用される振替株式であり、株式の譲渡や株主の管理・権利行使は同制度の下で行われている。ところが、振替株式制度は、このようにわが国の経済社会において極めて重要な制度であるにもかかわらず、従来この制度に関する法的研究は、主にこの制度の下で生じた種々の個別的紛争に関する判例評釈を通じた解釈レベルにとどまっていた。しかし、現行の振替株式制度から生じるこれらの個別的諸問題を体系的・整合的に首尾一貫した解決策を提示するには、この制度全体を通じた基礎理論の解明が必要不可欠であり、また今後の制度改善のためにもそのような基礎理論に基づく基本的視点の設定が喫緊の課題であった。

### 2. 研究の目的

本研究は、まず第1に、比較法研究も踏まえながら、振替株式制度全体にわたる基礎的研究を行う。具体的には、まず、上場株式による資金調達の役割(発行市場)や当該株式の取引市場(流通市場)の機能確保という要請を確認しつつ振替株式制度の法的性格を明らかにする。つぎに、振替株式に関する特別法としての振替法が定める諸ルールについて体系的・整合的な解釈を導くための前提作業として、諸ルールに通底する基礎理論の解明を目指す。株式会社の株式制度は、株券という有価証券を利用することを前提としたルールから、いわゆる株券保管振替制度を経て、ペーパーレスを前提とした現在の振替株式制度へと変遷してきている。これら過去の制度と現行制度の間には、内容の連続性(株主名簿制度や基準日制度など)と断絶性(譲渡の効力や善意取得など)の双方が見られるが、従来有価証券法理に支えられてきた株式取引における動的安全や静的安全に係る利益調整ルールの理論的基礎を確認しつつ、それらの制度との比較分析を行うことにより、振替株式制度の連続性と独自性を反映した基礎理論のあり方を検討する。

第2に、上述のような基礎的研究を基盤としつつ、実務において発生する個別的諸問題について、体系的・整合的かつ妥当な解決を提示することを目指す。実務的諸問題には極めて多様なものが含まれているが、それらの真に妥当な解決とはその場限りのものであってはならず、首尾一貫した理論的基礎に基づいたものでなければ説得力を有しないし、新たに生じる問題への対応も困難なものとなる。

なお、振替株式は、証券市場(金融商品取引所)に上場された株式であるから、その発行・流通には金融商品取引法(以下、「金商法」という)が適用される。また、金商法に基づく開示制度も重要な役割を担っている。さらに、東京証券取引所を始めとする金融商品取引所のルールも当然研究対象となる。本研究は、このような金商法や取引所の重層的諸ルールにも十分配慮しつつ、基礎的研究や実務的諸問題の解決策の提示を目指す。

### 3. 研究の方法

本研究は、基本的に各年度とも、振替株式制度の法的性格および基礎的理論の解明、先進諸外国における上場株式の取引をめぐる制度・法的ルールの比較法的研究、実務的諸問題の洗い出し、という相互に関連する3つの分野に焦点を合わせて行った。

このうち振替制度の法的性格および基礎的理論の解明の研究では、上場株式の取引に関する従来の株券を利用した制度から、株券の存在を前提とする株券保管振替制度を経て、現行の振替制度に至る変遷において、制度間の連続性と断絶性に焦点を合わせて分析を行った。

先進諸外国における上場株式の取引をめぐる制度・法的ルールの比較法的検討については、先進諸国の上場株式制度の内容・運用・実務的諸問題等に関し、文献等を通じた資料収集のみでなく、実際に外国出張をすることにより、より新しい情報や動向の把握に努めた。平成29年度にドイツ連邦共和国(フランクフルト証券取引所およびハイデルベルク大学)、平成30年度にアメリカ合衆国(ニューヨーク証券取引所およびブロードリッジ・フィナンシャル・インク)において、調査研究を行った。

実務的諸問題の洗い出しについては、上記に関する研究成果をフィードバックしながら、株式会社証券保管振替機構、東京証券取引所および証券代行会社を訪問してインタビューを交えた資料収集を行った。

### 4. 研究成果

上記のような研究の結果、以下のような研究成果を得ることができた。

世界の先進諸国における上場株式の取引をめぐる制度・法的ルールは基本的にわが国の振替株式制度とほぼ同様の内容であり、電子情報の交換による取引口座間の振替を利用した決済システムとなっている。

しかし、取引による株式移転の口座情報を株式発行会社へ伝達する方法の点では、わが国の振替株式制度における総株主通知・個別株主通知という制度は独特のもので、その結果、発行会社に対する株主情報の伝達が日常的・継続的に行われていないという基本的問題を抱えている。

実際の紛争事例に見られるような個別株主通知の要否や通知期限をめぐる様々な問題の多くは、このような現行の振替株式制度が抱える基本的問題から生じている。

このような現行制度が抱える諸問題の妥当な解決には、先進諸国の制度を参考に現行制

度を改善する余地がある。とくに、わが国でも機関投資家の株式保有割合の増加に伴い、信託銀行等の名義株主と機関投資家等の実質株主の分離現象が一般化する状況で、実質株主による権利行使の実質化を確保するには、実質株主情報と口座情報および口座情報と発行会社の株主名簿との連動性確保することが重要であり、そのためにはこのような情報の連動性を欠く現行の株主名簿を通じた株主資格の対抗という制度を改善する必要性が高い。

なお、これらの研究成果の多くは、現在とりまとめ中であり、今後早急に順次公表していく予定である。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 6件)

吉本 健一「株主総会および社員総会の決議の成立要件と議決権の制限に関する法規制の変遷」神戸学院法学 48 巻 1 号 (2019 年) 1~50 頁、査読なし

久保田 安彦「特別支配株主の株式売渡請求に係る対象会社の通知・公告の後に株式を譲り受けた者による売買価格決定申立ての可否」私法判例リマークス 57 号 (2018 年) 88~91 頁、査読なし

久保田 安彦「株主名簿の効力」法学ゼミナー61 巻 8 号 (2016 年) 88~93 頁、査読なし

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計 4件)

久保田 安彦『会社法の学び方』日本評論社 (2018 年) 240 頁 (単著)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況 (計 0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：久保田 安彦

ローマ字氏名：(KUBOTA, yasuhiko)

所属研究機関名：慶應義塾大学

部局名：法務研究科

職名：教授

研究者番号 (8桁)：30298096

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。